

安心してご利用いただくために

カード・通帳・ご印鑑のお車内での保管はおやめください。

▶ご自宅でも、カード・通帳・ご印鑑や公的証明書(運転免許証・保険証・パスポート等)を別々に保管されることをおすすめします。

「生年月日」「電話番号」等をキャッシュカードの暗証番号に使用されると危険です。

▶ATMで暗証番号を変更いただけます。

銀行員等がお電話等で暗証番号をお尋ねすることはございません。

▶ご不審な場合にはお取引店にお問合せください。

キャッシュカード等の紛失・盗難時は直ちにご連絡ください。24時間受付しています。

電話受付時間	連絡先	電話番号
平日(銀行営業日)	8:30 ~ 17:30	本店・その他最寄りの支店
	8:00 ~ 8:30	ATM監視センター
	17:30 ~ 21:00	
土・日・祝(ATM稼働日)	9:00 ~ 19:00	088-871-1087
上記以外の時間帯	フリーダイヤル留守番電話	0120-682-088

■ 当行の取り組み

- 偽造や変造が困難なICキャッシュカードを発行しています。
- ATMによる1日あたりの引出し限度額(振込を含みます)を200万円といたしました。
- ATMにより、上記限度額を10万円から200万円の範囲で変更いただけます。また、お申し出により、1日あたりまたは2週間の累計限度額を10万円から500万円の範囲で設定いただけます。
- ATMでご利用いただける金融機関を限定いただけます。
- ATMで、生年月日や電話番号から類推される暗証番号をご利用されている場合には、暗証番号の変更をお願いするメッセージを表示しています。
- 1日および2週間あたりの異常な取引を監視して、お客さまにご通知しています。
- ATMに覗き見防止フィルターや後方確認用のミラーを設置しています。
- 偽造・盗難によるキャッシュカード被害につきまして、お客さまに責任がないと当行が判断した場合は補償をいたします。

■ 架空請求や振り込め詐欺等にご注意ください。

◇ 不審に思われたら

- ◎被害に遭わないためにも、一度電話を切りご家族に連絡をとるなど、事実関係の確認を行ってください。
- ◎不審に思われたら、まずご家族や身近な人、最寄りの警察署等にご相談ください。

◇ 万が一、不審な請求を受けて振り込んでしまった場合

- ◎直ちに警察と振り込んだ金融機関に対応にご相談ください。
- ◎「振り込め詐欺」に利用された口座に犯罪被害金が残っている場合は、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(通称:振り込め詐欺救済法)の趣旨により、犯罪被害金が返還される場合があります。
- ◎「振り込め詐欺救済法」による被害金の返還請求などに関するお問い合わせは「お客さま相談室」にて受付しております。

お客さま相談室 TEL:088-871-1187 受付時間 平日9:00~17:00(銀行休日を除く)